

【報告事項】
ワイヤロープ及び選定技術の取扱いについて

ワイヤロープ及び選定技術の取扱いについて

【技術的な検証結果】

○ 土工区間及び中小橋におけるワイヤロープと長大橋梁／トンネル区間への設置を想定した2技術について、以下の通り技術的な検証が実施された

・防護柵設置基準に定められた4つの性能（車両の逸脱防止、乗員の安全性、車両の誘導、構成部材の飛散防止）を満足することを衝突試験※により確認

※防護柵設置基準では、4車線道路を想定して衝突角度が設定されているが、暫定2車線に適した性能とするため、大型車6度、小型車8度に設定。

・実質的幅員をほとんど減じることなく、狭幅員に設置可能
・運転上必要なドライバーの視線をさえぎらない
・非常時に、容易に撤去し開口部を設けることが可能

・ワイヤロープ等について、高速道路の暫定2車線区間に限っては、「防護柵」に準じた安全性が確保されることを確認

・車両の安全かつ円滑な通行の確保に資するものであり、通行の障害とならないことを確認

道路法第2条第2項第1号の「道路上の柵又は駒止め」の一つである「区画柵」として、建築限界内において設置することを可能とする